かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④ 共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑼ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑽ 本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑾ 首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が2020年度及び2021年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術提案書及び工事費内訳書に関する事項

⑴ 技術提案書及び工事費内訳書の作成

技術提案書の作成にあたっては、「入札説明書」に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、「入札説明書」に示す様式により作成すること。なお、技術提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における施工方法として適正であるものとする。また、工事費内訳書の作成にあたっては技術提案書に対応したものとし、「入札説明書」に示す様式により作成すること。

⑵ 技術提案書及び工事費内訳書の審査

本工事は、一次審査及び二次審査の二段階により審査を行う。

一次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた一次最終技術提案書及び一次最終工事費内訳書をもって入札参加者を選定する。

二次審査では、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、交渉を踏まえ、内容を変更する場合は、最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出すること。

⑶ 技術提案書の評価

技術提案書の評価項目は以下のとおりである。なお、最終技術提案書が提出された場合においては、最終技術提案書に対して評価を行う。

① 中央装置構築に関する工夫

② 品質管理・工程管理に関する工夫

③ 保守・機能追加に関する工夫

⑷ 工事費内訳書等の総額及び入札価格

詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

4　落札方式に関する事項

⑴ 入札参加者の選定

① 総合評価の方法

入札参加者の選定方式は、一次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、一次最終工事費内訳書の総額で除した数値（以下「一次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は入札参加者には選定されない。また、この場合、一次審査の加算点の評価は行わない。

② 選定方式

ア　３⑵により入札参加希望者から提出された一次最終技術提案書及び一次最終工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた一次評価値の高い順に原則上位３者を選定し、入札参加者とする。なお、選定された入札参加者が辞退した場合、又は入札参加者が二次審査段階で、二次審査を辞退した場合は、一次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を選定し、入札参加者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、一次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を入札参加者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより入札参加者を決定する。

③ 技術提案評価項目

技術提案評価項目は以下のとおりである。

ア　中央装置構築に関する工夫

イ　品質管理・工程管理に関する工夫

ウ　保守・機能追加に関する工夫

⑵ 落札者の選定

① 総合評価の方法

落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「二次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

② 選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた二次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、二次評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、二次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

③ 技術提案評価項目

技術提案評価項目は⑴③ア～ウと同様とする。

5　入札手続等

⑴ 担当課　首都高速道路株式会社　東京西局総務・経理課　〒102―0093 東京都千代田区平河町二丁目16番３号　電話　03―3264―8394（ダイヤルイン）

⑵ 「入札説明書」等の交付

① 交付期間　令和５年３月３日（金）から令和５年３月27日（月）午後４時まで

② 「入札説明書」等（参加表明書及び入札説明書、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、基本条件図書、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（ＣＤ―Ｒ等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
https://www.shutoko.co.jp/business/bid/

③ 交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先ＵＲＬ及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

⑶ 競争参加資格確認申請書、技術提案書及び工事費内訳書の提出期間、場所及び方法

① 電子入札システムによる場合

ア　競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和５年３月６日（月）午前10時から令和５年３月27日（月）午後４時まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術提案書の提出と合わせて書面により提出すること。

イ　技術提案書及び工事費内訳書（原則郵送により提出することとするが、やむを得ない場合は持参も可とする。）

＜郵送の場合＞

・受付期間：令和５年３月６日（月）から令和５年３月27日（月）午後４時必着